



後期高齢者医療制度に関する要望書

令和6年6月12日

全国後期高齢者医療広域連合協議会

後期高齢者医療制度に関する要望書

後期高齢者医療制度については、安定した社会保障制度として確立させるため、これまで様々な議論や見直しが行われている。後期高齢者医療制度の基盤強化や持続性を確保し、必要な改善を図るため、以下の事項について国による積極的な対応や実現に向けた取組を要望する。

記

1 マイナンバー制度関連について

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う被保険者証の廃止に当たっては、被保険者・医療機関等・保険者の全てが安心してマイナンバーカードを健康保険証として利用できるよう、以下の4点を要望する。

- (1) 国は、広域連合や市区町村の意見を十分に反映し、被保険者・医療機関等・保険者の混乱や事務・財政負担の増加を招かないよう懸案事項を十分に把握・検討したうえで、全ての被保険者が安心して医療機関等を受診できるよう制度設計するとともに、周知・広報や説明についても責任を持って取り組むこと。
- (2) マイナ保険証利用促進に係る周知広報等費用については、全額、国による財政支援を行うこと。
- (3) マイナ保険証利用率向上のため、国の責任で医療機関及び薬局に対して利用促進を要請し、取組を強化すること。
また、今後、マイナ保険証利用率や利用促進に向けた取組について、交付金等の減額につながる減点指標を設定するような制度改正を行わないこと。
- (4) やむを得ない理由等によりマイナンバーカードを取得しない者に対する対応方針や課題への対応方法等を早期に示すとともに、カード未取得者に混乱が生じないように配慮すること。

2 標準システム関連について

標準システム機器更改、制度改正に係る各広域連合の外付けシステムの改修経費並びにクラウド化に伴い増加する運用経費等について、以下の4点を要望する。

- (1) 次期標準システムの運用経費が現行システムの運用経費より確実に削減されるよう、方策を講じること。
- (2) 次期標準システム機器更改経費、制度改正に係る各広域連合の外付けシステムの改修経費並びにクラウド化に伴い増加する運用経費、開発遅延によって生じるかかり増し経費については、国庫による十分な財政支援を行うこと。

- (3) 次期標準システム機器更改の開発遅延が発生した要因等に関する情報のうち、今後のシステム安定稼働に向けて必要となる情報に関しては、本稼働後のトラブルを回避するためにも、国及び国保中央会の責任で、各都道府県広域連合及び各都道府県広域連合が委託契約を結んでいるベンダーに対して速やかに開示すること。
- (4) 標準システムのクラウド化の費用対効果検証については、一定期間を設け実施すること。

3 今後の保険料引き上げに対する措置について

後期高齢者医療制度の保険料については、被保険者の負担が過度なものとならないよう、以下の4点に関して、国において適切な措置を講じること。

- (1) 出産育児一時金に係る費用の一部を後期高齢者医療制度から支援することなどに対する対象被保険者の負担軽減に係る激変緩和措置は、中間所得者層の保険料で補填するべきものではない。よって、激変緩和措置に要する費用については、国の責任で財政措置すること。
- (2) 今回の医療保険制度改革に伴う保険料の激変緩和措置について、基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない者に対する激変緩和措置を、令和7年度においても継続し、その保険料に当たる部分については国からの財政支援とすること。
- (3) 医療費適正化に向けた取組を先頭に立って更に推進させること。
- (4) 現在の被保険者について、判定基準の見直しにより2割負担にすることは、該当する被保険者数が大幅に増加し大きな混乱を招く広域連合もあることから、短期間のうちに判断基準等の見直しによる2割負担以上の被保険者数を増加させる改定は行わないこと。
また、将来的に後期高齢者医療制度の見直しを行う場合においては、大きな混乱が起きないように慎重に行うとともに、現役世代も含め出来る限り負担のかからない制度設計とすること。

4 子ども・子育て支援金制度について

「こども未来戦略」において、少子化対策の安定財源確保のために導入が予定されている「子ども・子育て支援金制度」について、以下の3点が実施されるよう、関係省庁に働きかけること。

- (1) 「子ども・子育て支援金制度」については、その用途を明確にし、税ではなく医療保険の仕組みを通じて財源を求める理由及び社会保険料に支援金を上乗せするという更なる負担増に対し、被保険者の理解が得られるよう、国が責任を持って周知広報及び説明を行うとともに、実質的な被保険者の負担が生じないように運営すること。
- (2) 広域連合と自治体が周知・広報を行った場合に要する費用については、国による財政支援を確実に実施すること。

- (3) 保険者である広域連合が支援金の賦課・徴収を行う想定とされているが、国が国民に直接かつ丁寧に説明を行うこと。

また、滞納等が保険財政に影響しないよう、徴収方法の見直しも含めて慎重に対応するとともに、必要に応じて国が責任をもって財政支援等の対策を講じること。

5 財政関連について

全世代型社会保障制度改革を進めるに当たり、広域連合や関係団体等の意見を十分聴取のうえ、後期高齢者医療制度が持続可能で安定した保険財政運営が出来るよう、定率国庫負担割合の増加等、国の財政支援を拡充するとともに、被保険者である高齢者にとって過度な負担とならないよう財政安定化基金を保険料の増加抑制のために活用できる仕組みとして恒久化し、制度の安定化を図ること。

また、国保総合システムの開発や運用に当たっては、保守・運用経費が縮減され、かつ、保険者や被保険者に追加的な負担が生じないよう、国の責任において必要な財政措置を講じること。

6 制度の運営体制関連について

- (1) 後期高齢者医療制度改革の今後の検討に当たっては、広域連合や地方自治体等関係団体の意見を十分聴取のうえ、団塊の世代が全て後期高齢者となる2025年を目前に控え、これまで経験のない超高齢社会となること、また、国民健康保険との制度間の連携が重要であることも踏まえ、持続可能な安定した運営体制を確立するための中長期的なビジョンを早急に示すこと。

- (2) 生活保護受給者の国民健康保険と後期高齢者医療制度への加入について検討されているが、慎重な議論が必要であり、制度の維持及び財政の安定化を図るため、引き続き現行の医療扶助の維持を強く求める。

- (3) 後期高齢者医療広域連合へ職員を派遣する市区町村に対して、職員定数上の緩和措置を設けるなど、派遣しやすい環境を整備すること。

7 大規模災害関連について

- (1) 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により避難等を余儀なくされた被保険者に対する保険料の減免及び一部負担金の免除並びにこれを実施するための財政措置については、令和6年度以降も引き続き継続すること。

また、保険料の減免及び一部負担金の免除を見直すに当たり、被保険者の理解が十分に得られるよう、国において丁寧な周知広報を行うこと。

- (2) 令和6年能登半島地震等、災害救助法が適用された大規模災害を被災した被保険者に係る保険料の減免及び一部負担金の免除に当たっては、被災地域の後期高齢者医療広域連合の被保険者だけではなく、当該地域から避難し、住所を移転した被保険者も対象とし、財政支援すること。

8 保健事業関連について

(1) 「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」を安定的かつ継続して取り組むことができるよう、事業実施に係る費用全額を賄うとともに、財政支援を恒久化すること。

また、事業の中心を担う医療専門職（保健師等）を確保するための支援を行うこと。

(2) 第3期データヘルス計画に掲げる保健事業等を円滑に実施するため、後期高齢者医療制度事業費補助金における健康診査事業の補助率の引き上げを行うとともに、実態に即した基準単価を設定し、十分な財政支援を行うこと。

以上

令和6年6月12日

厚生労働大臣 武見敬三様

全国後期高齢者医療広域連合協議会
会長 横尾俊彦

